

計画の策定にあたって

## ．計画の策定にあたって

### 1．吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の趣旨

#### (1) 男女共同参画の推進について

わが国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら男女共同参画に関係する取り組みが進められてきました。

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立し、法に基づいて男女共同参画基本計画が策定されました。平成 22 年には、第 3 次の男女共同参画基本計画が策定され、以下の 15 の項目が柱となっています。

男女共同参画基本法は、国だけでなく、都道府県や市町村に対しても計画の策定を求めており、佐賀県では、平成 13 年に佐賀県男女共同参画基本計画が策定されています。

それぞれ地域が異なる条件を活かしつつ、少子化など急速に進む社会情勢の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを積極的に進めることが求められています。

#### 第 3 次男女共同参画基本計画の施策の柱

- 1．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2．男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3．男性、子どもにとっての男女共同参画
- 4．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 5．男女の仕事と生活の調和
- 6．活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 7．貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 8．高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 9．女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 10．生涯を通じた女性の健康支援
- 11．男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 12．科学技術・学術分野における男女共同参画
- 13．メディアにおける男女共同参画の推進
- 14．地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 15．国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 男女共同参画社会とは…

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。なお、単に女性の参加の場を増やすだけでなく、その場において政策・方針の決定、企画等に加わるなど、より主体的な参加姿勢を明確にするために、「参画」という用語を用いています。

( 2 ) 吉野ヶ里町男女共同参画の取り組みの経緯

本町は、「吉野ヶ里町総合計画」(計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度)に定めた施策に基づいて、男女共同参画についての取り組みを進めてきました。以下に平成 20 年度、21 年度の取り組みを示します。

期 日	内 容	実施主体	
平成 20 年度	10月2日	第1回進める会 ・今後のスケジュール ・講演会開催について ・町民意識調査等について ・アドバイザー選任について	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	10月10日	第2回進める会 ・佐賀大学文化教育学部長 上野景三先生の講演会(56人)	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	12月3日	第3回進める会 ・アドバイザー紹介、基調講演(西九州大学 香川せつ子教授) ・町民意識調査等の素案	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	12月	中学生アンケート実施 (中学生3年生全員169人)	町
	平成21年 1月13日	第4回進める会 ・町民意識調査等の調査内容確認	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	2月	町民意識調査(2,000人)及び職員意識調査(142人)実施	町
	3月	意識調査集計・分析	町
	平成 21 年度	6月24日	第1回進める会 ・意識調査結果報告 ・県内の男女共同参画の現状説明
7月17日		第2回進める会 ・視察研修(大野城まどかぴあ)	
9月4日		第3回進める会 ・講演会 (大野城まどかぴあ館長 林田スマ氏)	
10月27日		第4回進める会 ・提言理由と具体的提言について	
平成22年 1月27日		第5回進める会 ・提言書全体についての最終協議	
2月5日		進める会から町長へ提言書提出	

## 2. 男女共同参画基本計画策定の目的及び位置づけ

### (1) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の目的

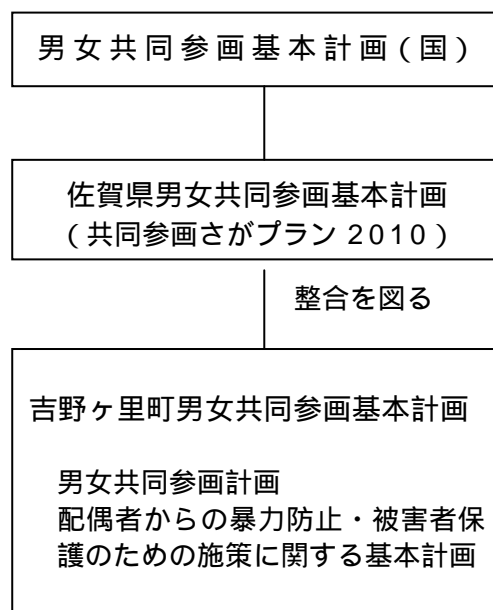
本町を取り巻く社会情勢及び町民の意識、価値観の変化等を踏まえて、総合的、計画的に男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画基本計画の策定を行います。

### (2) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画の位置づけ

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、施策の推進計画を含むものとして策定しました。

さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(平成19年7月)により、「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(DV被害者支援計画)の策定が努力義務となったことから、DV被害者支援計画(基本目標3)を含む計画とします。

計画策定にあたっては、吉野ヶ里町総合計画に基づくとともに、国の男女共同参画基本計画及び佐賀県の男女共同参画基本計画と整合を図っています。



### (3) 計画期間

本計画の期間は、平成23年度(2011年)から平成32年度(2020年)までの10年間とします。

また、施策の実施状況や法令、社会情勢などの変化に対応するために、中間年度に計画の見直しを行います。